

議案第70号

日野町印鑑条例の一部改正について

日野町印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月5日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町印鑑条例改正の概要

1 概要

個人番号カード（マイナンバーカード）の利用者証明用電子証明書が、移動端末設備（スマートフォン）に搭載が可能となったことにより、スマートフォンでもコンビニエンスストアにて印鑑登録証明書の発行ができるようになるもの。マイナンバーカードの交付を受けている者が、マイナンバーカードの代わりにスマートフォンを用いて、コンビニエンスストアに設置してある多機能端末機（マルチコピー機）により、印鑑登録証明書の発行を受けることができるようになることに伴い、日野町印鑑条例の一部改正を行うもの。

2 附則

この条例は、公布の日から施行する。

日野町印鑑条例の一部を改正する条例

日野町印鑑条例(昭和53年日野町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第14条 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明書電子証明書が記録されているものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者は、当該個人番号カード又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であつて、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明書電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれているものをいう。)を用いて、多機能端末機(町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された機械(証明書その他の書類の交付を受けようとする者が自ら必要な操作を行うものとして設置されたものに限る。)をいう。次項において同じ。)により、自らの印鑑登録証明書に限り、その交付を受けることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(個人番号カードを用いた印鑑登録証明書の交付) 第14条 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者は、当該個人番号カードを用いて、多機能端末機(町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された機械(証明書その他の書類の交付を受けようとする者が自ら必要な操作を行うものとして設置されたものに限る。)をいう。次項において同じ。)により、自らの印鑑登録証明書に限り、その交付を受けることができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。